



平成20年4月から

特定健康診査・特定保健指導が始まります。

生活習慣改善のための指導

平

成20年度からスタートする特定健康診査（特定健診）では、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状態にある方や予備群の方をグループ分けし、生活習慣改善のための指導（特定保健指導）を行います。

40歳以上74歳以下の方は国民健康保険や社会保険など加入している医療保険者が実施する特定健診を年1回受けることになります。

問合先 保険環境課 医療介護
 保険係（☎65・1097）、
 健康福祉課（旧健康づくり課）健康づくり係（☎65・0001）

これまでの健診との相違点

	これまでの健診	平成20年度以降
法律	老人保健法	高齢者の医療の確保に関する法律
実施主体	桂川町 （健康づくり課）	国保加入の方は桂川町国保で実施。 社会保険加入の方は社保で実施。
対象年齢	40歳以上の方全員	40歳以上74歳以下
健診名	基本健康診査	特定健康診査

※ 75歳以上の方は、福岡県後期高齢者医療広域連合で実施予定となります。生活保護を受給されている40歳以上の方は、健康福祉課で実施いたします。